

公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス管理委員会設置要綱

制 定 平成 23 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 金沢八景キャンパスの各施設、設備及び屋外空間（以下「キャンパス施設等」という。）の有効活用を推進し、教育・研究環境の充実・活性化を図ることを目的として、金沢八景キャンパス管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について決定する。

- (1) キャンパス施設等の利用計画に関すること。
- (2) キャンパス施設等の整備計画に関すること。
- (3) キャンパス施設等の管理・運営に関すること。
- (4) キャンパス施設等の貸付に関すること。
- (5) キャンパス施設等のデザインに関すること。
- (6) その他、委員長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、事務局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 副学長のうち、委員長が指名する1名
- (2) 総務部長
- (3) 国際総合科学群長
- (4) 副国際総合科学群長
- (5) 学務・教務部長
- (6) 研究推進部長
- (7) 学術情報センター長
- (8) 地域貢献センター長
- (9) 総務部企画財務課長
- (10) 総務部総務課長
- (11) 総務部総務課施設担当課長

(会議)

第6条 委員会の会議は、原則として9月と2月に、委員長が招集する。なお、委員

長は、議案の内容が軽微等であると認める場合に、委員会をメール会議にて開催することができる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。
- 4 委員長は、議決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は必要に応じて、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(利用状況の把握)

第7条 委員会は、常にキャンパス施設等の利用状況の把握に努めるものとする。

- 2 委員会は、現況把握のため、必要に応じて 各室へ立ち入り、調査を行うことができる。また、利用状況について、報告を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて、審議の結果を経営方針会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。